

教育子ども委員会 説明資料 (追加分)

目次

	頁
1 青少年交流プラザの主な使用料改定	1

令和8年3月16日

子ども青少年局

1 青少年交流プラザの主な使用料改定

区 分	基準受益者 負担割合	受益者 負担割合	施 設 等
本 館	100	-	プレイルーム
			活動室 A
			活動室 B
			ミーティングルーム
			音楽スタジオ
			駐 車 場
分 館	50	42	宿 泊 室
			体育室（スポーツ又はレクリエーションに使用する場合）
			体育室（その他の場合）
			プレイルーム（附属の音響装置及び映像装置を使用する場合）
			プレイルーム（附属の音響装置及び映像装置を使用しない場合）
			第 1 活 動 室
			第 2 活 動 室
			第 1 音 楽 室
			第 2 音 楽 室
			第 1 教 室
			第 2 教室、第 3 教室
			第 4 教 室
駐 車 場			

注1：本館の音楽スタジオの利用時間は、1コマ2時間、他の区分は1コマ3時間

注2：分館の宿泊室は、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校、中学校、これらに準ずる学校に在学する者は無料

注3：分館の第1音楽室及び第2音楽室の利用時間は、現行は午前区分3時間30分、改定後は2時間の利用における使用料

現 行 A	改 定 後 B	改 定 率 B / A
円	円	
4,600	5,000	1.09
3,000	3,000	1
1,800	1,900	1.06
800	900	1.13
700	700	1
300	400	1.33
15歳以上30歳未満の者	15歳以上18歳未満の者	1
600	600	
	18歳以上35歳未満の者	1.50
	900	
30歳以上の者	35歳以上の者	1.47
1,900	2,800	
2,400	3,600	1.50
5,800	8,700	1.50
5,200	6,500	1.25
2,700	4,000	1.48
1,200	1,800	1.50
1,800	2,400	1.33
900	500	—
1,500	700	—
1,200	1,300	1.08
600	900	1.50
1,200	1,800	1.50
300	300	1

注4：分館の第1音楽室、第2音楽室以外の区分は、午前区分3時間30分の利用における使用料

注5：駐車場は、駐車時間が30分以内のときは無料

